



美術手帖 NADiff で学ぶ、現代アート連続講座  
アートと憲法のトポロジー・2

---

志田陽子

武蔵野美術大学（憲法、芸術関連法）

5  
現実に  
起きている  
問題は…

多発する  
市民の  
表現の  
不自由



マネキンフラッシュモブ  
ステージパフォーマンス  
肖像権者&撮影者許諾済

法の理念が理解されているとは言い難い出来事が、  
多くの自治体で起きている。

多発する  
市民の  
表現の  
不自由



マネキンフラッシュモブ  
ステージパフォーマンス  
肖像権者&撮影者許諾済

路上での無言デモ「マネキン・フラッシュモブ」をめぐる裁判は、数少ない勝訴例のひとつ。「あいつり」不自由展にも出展。

## 多発する 市民の 表現の 不自由

- 自治体による施設の貸し出し拒否や後援拒否が増加。
  - 「政治的中立を保つ」として内容の変更を求めたり、後援の申請を断る事例も。
- 
- 全国121自治体のうち 少なくとも54自治体で計172件。(2015年時点)。
  - テーマとしては、「原発」、「安保・平和」、「憲法」、「沖縄」(米軍基地問題など)。

# 福岡市「戦争展」後援断る

15. 8. 4 西

## 参加者の国政批判理由

福岡市の市民団体が開く反戦企画展で、同市が昨年まで3年間続いていた名義後援を断っていたことが3日分かった。記念講演の企画団体や講師、イラスト作品の出展者が、政権が進める原子力政策や安保政策に反対していることを理由に「特定の主義主張に立脚している」と判断したという。各地で憲法集会などの後援を断る自治体が相次いでおり、識者は「判断基準がはっきりせず、担当者の裁量で決めるのは問題だ」と批判している。

市に後援を申請したのは「平和のための戦争展ふくおかを成功させる会」（石村善治運営委員長）。戦前の日本が中国や朝鮮半島を

侵略した歴史や原爆と空襲の被害実態を伝えることなどを目的に18〜23日、中央区大神のアクロス福岡で開く。戦争の歴史や憲法の理

念を伝えるパネル展示や原子力政策をテーマにした九州大の吉岡奇教授（科学史）の講演会を予定してい

企画展は1995年毎年開いており、市は12年から14年まで名義後援していた。市は今回断った理由について「展覧の漫画に「原発再稼働や「消費税増税」に反する文言があるの講演する岡教授の主張は「脱原発と判断の講演会を企画」「反核医師の会」（東のホームページに「安

2年連続承認一転

## 例 福岡市の場合

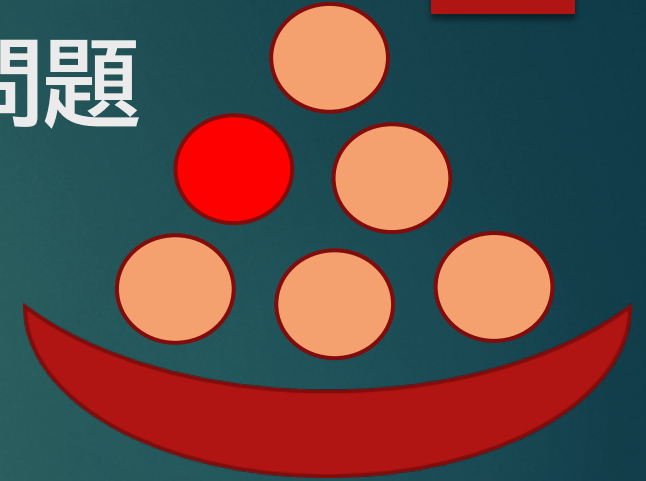
2012年から3年連続で市の後援を受けていた「平和のための戦争展ふくおか」について、2015年8月3日、名義後援が拒否。

# 「あいとり」と同根

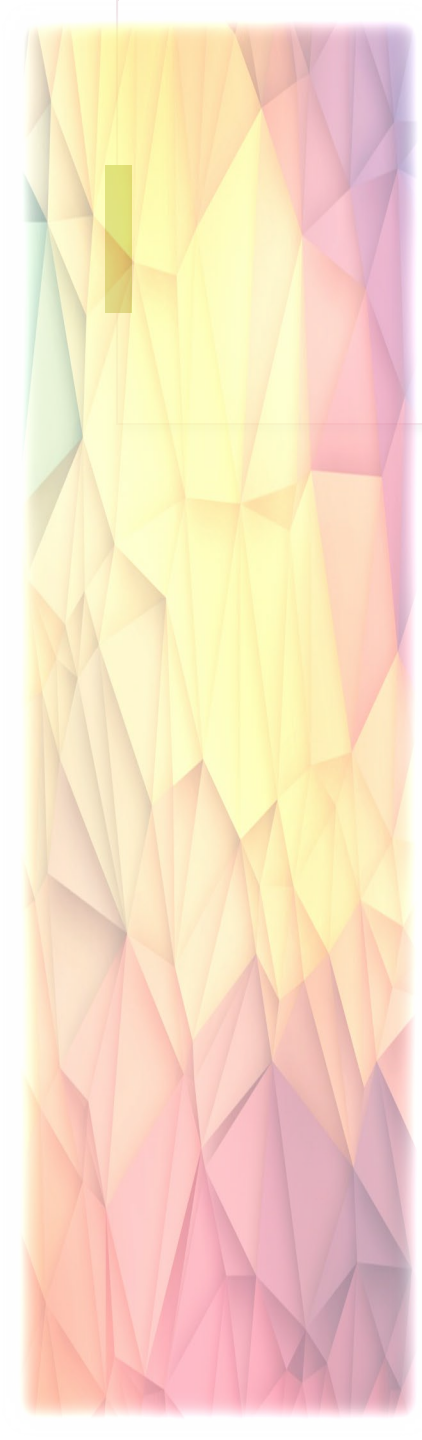
- 2019年9月5日放映「クロ現」でも、「あいとり問題」の余波として、この問題が取り上げられた。
- 「公」(自治体)の側の萎縮傾向
- 「あいとり問題」も、一連の流れの一部だった…



# 「あいとり」、9条俳句問題、映画「宮本から君へ」 補助金取り消し問題etc.で浮上した問題



「公の施設」を使わせてもらえない、  
「公の後援」や公認を出してもらえない、  
公の発行する冊子に掲載してもらえない  
公の補助金を交付してもらえない（取り消し）

- 
- 統制の方向を是とするマインドが存在する？(日本学術会議任命問題と同根？)

⇒公文書などで確認できず説明もないところが、国民の「知る権利」から見て問題

- 一般市民の表現リテラシー不足による攻撃的苦情(電凸や職員へのハラスメント)

⇒これを主催者や企画提案者の責任とするのは筋違い。批判の作法など、一般市民の表現活動リテラシーを涵養する必要がある。



- 
- これらに反応した現場の「萎縮」（美術展への教育委員会の介入や公民館の使用不可など）

- 同じ萎縮が、芸術家による芸術活動と、市民による文化活動の両方にまたがって起きている。

- 公の施設の運営の萎縮は、その萎縮を市民に押し付けるという意味で、「表現」への制約になる。

⇒市民の文化促進に資する目的が法的に確認されている施設は、市民の「表現の自由」のために用いることが原則。



# 「行政の中立」の本来の意味を常に確認

行政担当者が、採用された政策や事業について、個人または特定党派の政治見解を持ち込まず、その実施を業務として引き受けること。

市民の側の表現活動や、支援対象となる芸術作品に中立を求めるルールではない。

# この「枠」を守ることが「行政の中立」

外的条件の整備に責任を持つ

表現の内容は  
活動者の自主性  
を尊重

一般市民の評価（批判）は反  
省・参考として受け止める



## 公の政治的中立性を守るために、 公が引き受けてはならない表現(集会)

特定立候補者や政治政党の選挙運動、  
特定宗教団体の宗教勧誘活動など(憲法89条によってNG)。

☆政治的課題についての講演会や対話集会、写真展・絵画展、宗教音楽を含む音楽会や、弱者へのチャリティを呼びかけるイベントなどは、これらとは異なる。(本来、OKなもの)

☆この線引きが誤解されて拡大しているのではないか。



# 見解を理由とする差別的取り扱いは…

さいたま9条俳句事件 最高裁平成30年12月20日決定

「公民館だより」に原告の俳句を掲載しなかったことは原告の人格的利益への侵害と当たる。

（集団的自衛権の行使について）世論が分かれていても、不掲載の正当な理由とはならないと判断。

# 「公共性」の本来の意味

政策の福利を、市民に平等公平にいきわたらせること。

「公の施設」の利用を、自治体は、**正当な理由なく拒んでは**ならない。

思想信条による差別は、正当な理由にはならない(憲法14条)。この点での差別的な利用者選別は**NG!**(地方自治法244条)

☆9条俳句事件はこの点を確認

# 会場の安全性確保、という理由（増加）

## 泉佐野市民会館事件判決(最高裁1995年判決)

差し迫った危険がある場合が具体的に予想できる場合にだけ、集会の使用不許可をすることができる。

↑ その集会に反対する他のグループが実力で妨害しようとして市民に危害を与える具体的なおそれがあるとき。

# 「朝鮮人犠牲者追悼式典」東京都の対応

ヘイト団体による妨害と衝突(2019年)

(反対グループが威嚇言論で妨害)

2020年の式典につき、東京都が「誓約書」署名を求める

(平穩に進行できなかつたときには集会中止)

一見「喧嘩両成敗」に見えるが、不均衡な措置

東京都はこの方式を取り下げた

⇒式典は行われた



## 6 法の知識を どう使うか

戦いの  
道具か、  
交渉の  
知恵か

- この分野の法規はそれだけでは特定の答えを提供しない。
- 当事者による意思表示とプラクティス(実践によって慣行・先例を作ること)が必要。
- 文化芸術基本法も憲法も、法文だけでは、公的支援を確実なものにする力はない。
- 「ひろしまトリエンナーレ」で起きた選定方式の変更や中止のような顛末は、法の趣旨から見て残念ではあるが、法的に実施を強制することはできない。

自由・  
自主性  
という  
言葉の  
冷たさも

- 萎縮したらそこまで。「自由」「自主性」は、表現したい者としたくない者の両方に、平等に保障される。

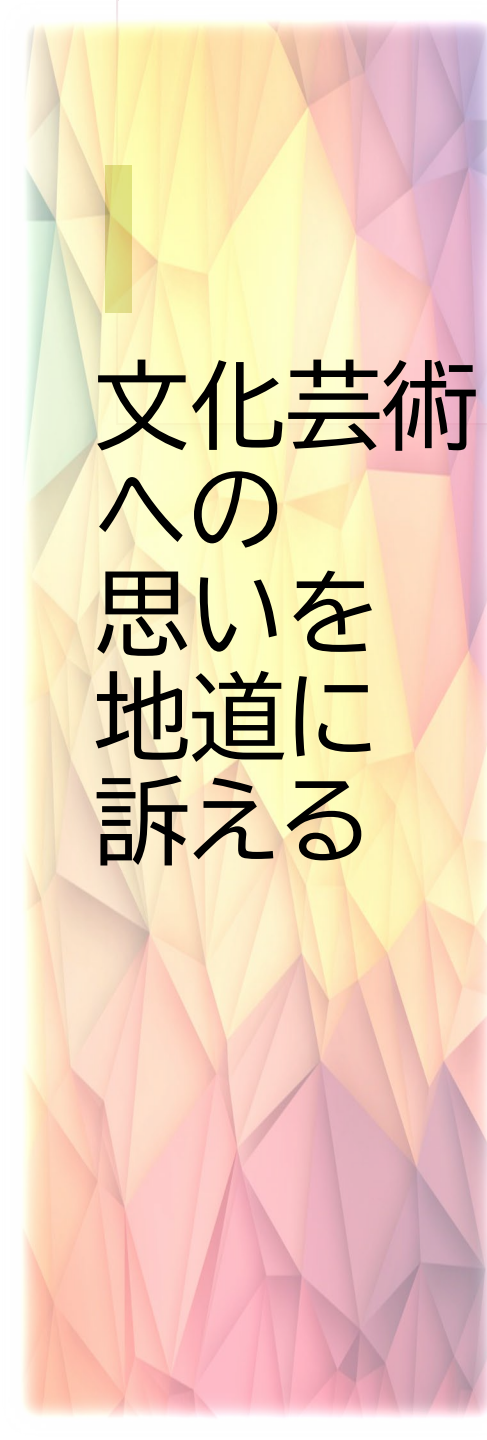
- 公的芸術支援をどこまでやるかについては、法の中に答えはない。

⇒民主過程の中で、市民が要望を伝える(表現する)ことで、「公」の政策に反映する努力を。

⇒芸術祭の実施や作品展示・映画上映を望む市民の声を伝えることで、行政側の「中立」感覚も異なってくる。

## 権利獲得の方法はいろいろ。

- 訴訟で戦うか、交渉で実現に近づけるかは各自で選ぶ。法律は判例の知識は、その両方に使える。
- 参考:美術手帖2020年4月号掲載・スヴェトラナ・ミンチエバ著「検閲回避完全マニュアル」  
(訳と解説・NPO法人うぐいすりボン荻野幸太郎＋志田陽子)
- 「訴訟は最後の手段」。
- 芸術家のネットワークで情報共有＋意見発信の大切さ。



文化芸術  
への  
思いを  
地道に  
訴える

- 公的支援は、まだ固まっていないデリケートなもの。
- 「芸術支援」を銘打ったからには現代アートも支援し、議論も異論もありうることを国や自治体が理解する必要がある。
- 一方で、嫌がらせなどがあっても「**芸術家側は理性的に対応できるスキルを持っている**」、ということを示すことも大切。(運営側の不安を取り除く)
- この1年、これについては芸術家側に大きな進展があった。この知識を、「公」の運営者にぜひ共有してもらいたい。

ありがとうございました。

今日のお話は、右の本の内容を  
応用させたものです。

今、このテーマの解説書を  
準備中です。



## 「表現の自由」の明日へ

一人ひとりのために、共存社会のために

志田陽子

大月書店